

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)
2267
定価 1 箇月 2,100 円
(毎週火、金曜日発行)

目次

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出
- 県営土地改良事業計画の縦覧
- 建設業許可の取消し
- 平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）の一部改正
- 平成十八年宮城県告示第三百四十七号（許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督の基準）の一部改正
- 港湾施設の概要
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定
- 宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託
- 公安委員会
- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施
- 取消処分者講習に係る指定講習機関の指定（二件）
- 正 誤
- 宮城県公報第一四六三号別冊中

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村井 嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一五〇〇三八二	しあんくれゝる 大崎市古川七日町七八	自立訓練（生活訓練）	特定非営利活動法人くもり	平成十九年十月一日
〇四二一五〇〇三八二	しつくとはつく 大崎市古川七日町十一・七	就労継続支援Ｂ型	特定非営利活動法人くもり	平成十九年十月一日

○宮城県告示第九百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村井 嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービス	設置者名	廃止年月日
〇四二二三〇〇七三	ジャバンケアサービ スハッピー柴田・ ヘルパーステーシ ン 柴田郡柴田町大字船 岡字中島六十八柴田 町地域福祉センタ ー内	行動援護	株式会社ジャ バンケアサー ビス	平成十九年 九月一日
〇四二二三〇〇八一	ジャバンケアサービ スハッピー太河 原・ヘルパーステー ション 柴田郡大河原町字錦 町五番八号	行動援護	株式会社ジャ バンケアサー ビス	平成十九年 九月一日
〇四一五一〇〇四七八	かぜ 仙台市青葉区支倉町 二・三十五	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護	社会福祉法人 つどいの家	平成十九年 九月三十日

○宮城県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、**県営山下地区土地**

改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十九年十月五日から同年十一月二日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第九百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成十九年九月二十七日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 （宮城県知事許可）
佐藤建設 佐藤 睦夫	大崎市松山須摩屋字江下七十番地	般・十四 第千七百五十二号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定による許可の取消し

四 処分の原因となつた事実

代表者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪により懲役二年（執行猶予三年）の判決を

受け、その刑が確定したことが、法第八条第二号及び法第二十九条第一項第二号に該当するため。

○宮城県告示第九百四十四号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）の一部を次のように改正し、平成十九年十月五日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号6の次に次のように加える。

7 不正行為等を行つた企業に合併があつたときの監督処分

不正行為等を行つた建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があつた場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

(1) 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。

(2) 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

第三号2の(一)の(1)中「懲役一年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い」を「刑に処せられた」に改め、「最高」を削り、同号2の(一)の(2)中「原則として三十日以上」を「六十日以上」に改め、「代表権のある役員が刑に処せられたときは九十日以上」を削り、「六十日以上を原則として」を「百二十日以上」に改め、同号2の(一)の(3)中「場合」の下に「独占禁止法第七条の第二十三項に基づく通知を受けた場合を含む。」を加え、「十五日以上を原則として」を「三十日以上」に改め、同号2の(二)中「原則として」を削り、同号2の(二)の(1)から(6)までの規定並びに同号2の(三)の(1)及び(2)中「原則として」を削り、同号2の(四)の(1)のイの(イ)中「以上を原則として」を「以上の」に改め、同号2の(四)の(1)のイの(ロ)中「原則として」を削り、同号2の(四)の(1)のロ中及び同号2の(四)の(1)のハの(イ)中「以上を原則として」を「以上の」に改め、同号2の(四)の(1)のハの(ロ)中「原則として」を削り、同号2の(四)の(2)のイ及びロ中「以上を原則として」を「以上の」に改める。

第四号の(2)の次に次のように加える。

(3) 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

○宮城県告示第九百四十五号

平成十八年宮城県告示第三百四十七号（許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督の基準）の一部を次のように改正し、平成十九年十月五日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号一の(一)の(1)のイ中「処せられ、かつ、情状が重い」を「処せられた」に改め、「最高」を削り、同号一の(一)の(1)のロ中「原則として三十日以上」を「六十日以上」に改め、「代表権のある役員が刑に処せられたときは九十日以上」を削り、「六十日以上を原則として」を「百二十日以上」に改め、同号一の(一)の(2)のイ中「以上を原則として」を「以上の」に改め、同号一の(一)の(2)のロ並びに同号一の(二)及び(三)中「原則として」を削り、同号一の(二)の次に次のように加える。

(四) 処分内容の公表

処分の内容については、速やかに公表することとする。

○宮城県告示第九百四十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、雄勝港の新たな港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県石巻港湾事務所において縦覧に供する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区	種類	施設名	位置	構造	数量・能力
大浜	係留施設	物揚場	石巻市雄勝町大浜 字袖浜百十三番 百十五番	重力式方塊ブ ロック	延長一六八・〇〇メートル 取付部二五・〇〇メートル 水深D・Lマイナースー・五 メートル
	係留施設	船揚場	石巻市雄勝町大浜 字袖浜百十一番	コンクリート 舗装	延長一三・〇〇メートル
	臨港交通 施設	道路	石巻市雄勝町大浜 字袖浜百十五番	アスファルト 舗装	延長一五・〇〇メートル
	係留施設	物揚場	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	重力方塊式ブ ロック	延長一五〇・五〇メートル 水深D・Lマイナースー・メー トル
	係留施設	船揚場	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	コンクリート 舗装	延長五六・五〇メートル

○宮城県告示第九百四十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、次のとおり認定する。

平成十九年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

水浜				
外郭施設	臨港交通 施設	保管施設	保管施設	保管施設
護岸	道路	野積場(一)	野積場(二)	野積場(三)
石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内	石巻市雄勝町水浜 字小浜十一番二、 十二番、二十九番 二、二十九番四、 三十番三、四十四 番一及び四十五番 一地先地内
重力方塊式ブ ロック	アスファルト 舗装	コンクリート 舗装	未舗装	未舗装
延長一五・〇一メートル	延長六四四・六〇メートル	面積六四四・六〇平方メー トル	面積七四五・三四平方メー トル	面積三、三七三・二三平方 メートル

- 一 学校名
学校法人政宗学園 専門学校仙台カレッジオブデザイン
- 二 所在地
仙台市宮城野区五輪一丁目十七番四十七号
- 三 学科名

建築デザイン科 修業年限 二年 入学資格 高等学校以上の学校教育を修了した者又は学校長がこれと同等以上の学力があると認めた者 認定の対象となる卒業生 平成二十二年三月の卒業生から 卒業後の実務経験年数 二年 ○宮城県告示第九百四十八号 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成十九年九月一日次のとおり委託した。 平成十九年十月五日 一 委託の相手方 遠田郡美里町糠子字六郎十二番地 有限会社 花盛果市場 大崎市古川荒谷字新字川百四十三番地 株式会社 おつとくれん 二 委託期間 平成十九年九月一日から平成二十年三月三十一日まで 公安委員会 ○宮城県公安委員会告示第156号 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に基づき警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 平成19年10月5日 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第4号に規定する警備業務 宮城県公安委員会 委員長 檜 山 公 夫		(2) 実施期日 平成19年11月7日（水）から平成19年11月8日（木）までの2日間（同月7日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月8日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了審査を実施する。） 2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会 電話022 - 371 - 0310 3 受講定員 40名 4 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者 5 受講手続 (1) 申込み受付期間 平成19年10月15日（月）から同年10月26日（金）まで（土・日曜日は除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで） ただし、先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。 (2) 申込書の提出先 宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けません。 (3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 イ 旧資格者証の写し ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 (4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、10,000円 の宮城県収入証紙により申請時に納付してください。 なお、既納の受講手数料は、還付しません。 6 講習の委託先	
---	--	--	--

仙台市泉区天神沢 1 丁目 4 番 11 号 社団法人宮城県警備業協会 7 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課（電話番号 022 - 221 - 7171 内線 3033） ○宮城県公安委員会告示第 158 号 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成 19 年 10 月 5 日 宮城県公安委員会 委員長 檜 山 公 夫 1 名称及び所在地並びに代表者の氏名 (1) 名称 株式会社志文 (2) 所在地 仙台市若林区遠見塚二丁目 6 番 15 号 (3) 代表者の氏名 代表取締役 志子田 ふ さ 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地 (1) 事務所の名称 東部自動車学校 (2) 事務所の所在地 仙台市宮城野区福住町 16 番 44 号 3 特定講習の種別 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する取消処分者講習 4 指定を行った年月日 平成 19 年 9 月 26 日 ○宮城県公安委員会告示第 159 号 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成 19 年 10 月 5 日 宮城県公安委員会 委員長 檜 山 公 夫 1 名称及び所在地並びに代表者の氏名 (1) 名称 株式会社石巻中部自動車学校 (2) 所在地 石巻市門脇字浦屋敷 124 番 1 号	(3) 代表者の氏名 代表取締役 鈴 木 隆 男 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地 (1) 事務所の名称 石巻中部自動車学校 (2) 事務所の所在地 石巻市門脇字浦屋敷 124 番 1 号 3 特定講習の種別 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する取消処分者講習 4 指定を行った年月日 平成 19 年 9 月 26 日 <table><tr><td colspan="3">田 嶋</td></tr><tr><td colspan="3">○風賀郡公降郷 1 町 3 丁目（市役所 15 番 1 号） 町 15 番 1 号</td></tr><tr><td>ペーシ</td><td>嶋</td><td>嶋</td></tr><tr><td>1 町</td><td>1 丁目</td><td>女川町江島</td></tr><tr><td></td><td></td><td>女川町</td></tr></table>	田 嶋			○風賀郡公降郷 1 町 3 丁目（市役所 15 番 1 号） 町 15 番 1 号			ペーシ	嶋	嶋	1 町	1 丁目	女川町江島			女川町
田 嶋																
○風賀郡公降郷 1 町 3 丁目（市役所 15 番 1 号） 町 15 番 1 号																
ペーシ	嶋	嶋														
1 町	1 丁目	女川町江島														
		女川町														

